

特別仕様書

1. 適用の範囲

- (1) 工事の実施に当っては、特記仕様書及び指定された図書の記載事項かつ以下の事項について施工条件とする。なお、この仕様書は、嘉麻市が施工する温水プールスイミングプラザなつき特定天井改修工事に適用し、工事請負契約書に添付するもので、両仕様書間に相違がある場合は特別仕様書を優先する。
- (2) 設計図書、特記仕様書及び本仕様書に明記されていない事項であっても工事遂行上当然必要な事項は監督職員の指示に従い、受注者の負担により施工するものとする。

2. 工 事 名 温水プールスイミングプラザなつき特定天井改修工事

3. 位 置 嘉麻市鴨生 29 番地 69

4. 工 期 関 係 工期は、契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日までとするが、施設利用者への影響を最小限に抑えるため、関係者と工程の調整を行ったうえで着工し、工期を遵守すること。

5. 工事内容

当施設で別発注工事（照明設備、ボイラー等設備）を施工予定であるため、工事の施工においては各請負業者が意思疎通を図り、図面の共有や工程等の調整を十分に行い、相互協力のうえ円滑な工事の進捗、品質の確保、安全管理の徹底を図ること。

6. 法令の遵守

工事の施工にあたり請負者は、建築基準法及び関係法令、条例、規則等を遵守して行う。
なお、これらの諸法規の運用及び適用は請負者の負担と責任において行う。

7. 安全対策

- (1) 法令等の遵守については特記仕様書のとおりであるが、プール設備以外（トレーニングルーム、スタジオ）は通常の開館となるため、監督員及び施設関係者と工事内容及び作業時間等について綿密な調整を行い、利用者や職員等へ配慮するとともに安全確保を徹底すること。
また、適宜交通誘導員を配置するなど周辺の安全対策を徹底し、工事現場内やその周辺の安全巡視の実施、資材置き場等への安全柵の設置により事故防止を図ること。
- (2) 安全訓練は施工に先立ち安全訓練等の活動計画書を提出し、計画に基づき実施月に安全訓練の活動報告書を提出すること。
- (3) 工事施工による騒音、振動については、関係法令を遵守し、慎重に作業を行い万全に期すること。
また、円滑に工事を施工するため、関係者等への必要な説明や調整を十分行うこと。

8. 定例会議

工事のスケジュールや進捗状況確認、各業者間の連携等を図るため、原則週に 1 回監督員事務所に

において定例会議を開催する。

- (1) 出席者は、施設管理者、監督員他発注者、監理者、各工事の請負者とする。(ただし、スペースに限りがあるため、参加人数の制限を行うことがある。)
- (2) 会議資料は次のとおり各請負業者が準備し記録を行うこと。
 - ・前回定例会議議事録
 - ・週間工程表(3週工程)
 - ・質疑回答書
 - ・その他、必要に応じて監督員から指示を受けた資料
- (3) 議事録は竣工書類として竣工時に提出を行うこと。
- (4) 請負者は定例会議等の内容について、関係者(下請け業者等)へ周知徹底すること

9. 同等品以上の材料等

本工事に使用する材料等は、工事設計書において表記された材料等、またはこれと同等以上のものを使用する。同等以上のものを使用する場合は、監督員の承認を受けるものとする。

10. 工事現場表示看板等の設置

- (1) 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行者等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名及び施工者名を記載した工事看板を設置し、工事完成後は速やかに工事看板を撤去すること。
- (2) 工事看板の設置場所は、車からの視界を阻害しないように配置し、風等により転倒しないように固定すること。また、迂回看板を設置する場合は通行者、利用者に分かるように設置すること。
- (3) その他法令、設計図書等により必要となる掲示物をもれなく、かつ遅滞なく設置する。

11. 工事関係等書類

- (1) 工事着手前
着工届・経歴書等、計画工程表、施工計画書、施工体制台帳、仮設計画図等、安全訓練等の活動計画書、使用材料承認(確認)願い
- (2) 工事施工中
安全訓練活動報告書…安全訓練活動実施後、速やかに提出すること。
- (3) 工事完了後
工事検査願、実施工程表、出荷証明書、建築副産物処理結果報告、完成図等
※ 施工、出来型、品質等の各管理は、県の様式、規定に基づくものとし、竣工日までに作成し、提出すること。
- (4) 工事写真
 - ① 乙は工事竣工日までに、着工前及び工事中の記録写真並びに完成写真を作成し、市に提出しなければならない。
 - ② 着工前・完了写真は見開きでの左右対応とし、可能な限り同じ場所、角度で撮影すること。また、写真の大きさは、Eサイズ以上とし、施工順序に従って貼り付けること。
 - ③ 当該工事が完了後において検査することが困難、または、不可能と思われる工事の部分、もしくはその工事自体が特殊なものに対しては、それらの工事の施工期間を通じて、施工方法及び出来上がりの状態が明確に認識出来るもの(カラー写真)でなければならない。

- ④ 撮影にあたっては、リボンテープ、箱尺等により、被写体の寸法、大きさが識別出来るようにしなければならない。
- ⑤ 工事写真は原則、「営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部）令和5年版」に準じて撮影すること。

(5) その他

その他の様式及び提出すべき報告事項は、監督員の指示によるものとする。

12. 石綿含有建材について

- (1) 石綿含有建材については、事前に行ったアスベスト含有調査の結果報告書を貸与するため、関係法令等に基づき必要な手続きを行うこと。当報告書は工事完了後に返却すること。
- (2) 受注者は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき、次の報告対象工事に係る事前調査の結果を福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（環境指導課）へ報告すること。
- (3) 追加工事が発生し石綿含有建材が確認された場合、石綿障害予防規則、その他関係法令等を遵守し、工事従事者の健康障害防止及び飛散防止対策の徹底を図ること。また、工事従事者の石綿ばく露防止・周辺環境への石綿粉じん飛散防止の観点から、労働安全衛生法や、大気汚染防止法、その他関係法令等を遵守すること。

13. 施工に関する特記事項

- (1) 本工事施工に際し、事前に既存施設の現況及び機能を十分に調査、確認すること。
- (2) 共通仮設（工事施工ヤード・電気・水道等）は受注者負担とし、別発注工事とも十分な協議を行い調整すること。
- (3) 性能試験は、設備機器が正常運転に入り、安定し、かつ構成機器の性能が完全であることを確認した後、監督職員立ち会いの上実施する。
- (4) 台風や豪雨など自然災害の発生が予測される場合は、現場の巡視と災害防止対策を必要に応じて行うこと。
- (5) 新設及び仮設工事で工事施工ヤード、電力（基本料金共）、水道、ガス等を必要とする場合は、受注者がその手続きを行い敷設するものとし、原則としてこれに要する費用は、引渡日まで受注者の負担とする。また、引渡日までに行う機器の試運転等にかかる費用も同様とする。なお、既設の電力、水道等を利用したい場合は、事前に協議を行うこと。
- (6) 工事施工のために関係官公署及びその他の関係機関等に対する必要な手続きは、受注者において迅速に処理するものとし、事前に官公署等届出一覧表及び提出予定の書類を監督員に提出すること。また、届け出た書類については、写しを提出すること。なお、手続きが完了した後でなければ施工してはならない。その他、本工事は分離発注であるため、必要に応じて建築工事受注者に書類等の取りまとめを求めることがある。また施工内容が別発注工事に跨るものについては、建築工事受注者が受注者間相互の連絡調整の中心となり、関係官公署及びその他の関係機関等に対する必要な手続きを行うこととしているため、建築工事受注者への協力を行うこと。
- (7) 工事に係る騒音、振動、粉じん等周辺環境に配慮すること。また、周辺からの苦情については、誠意をもって対応し、その都度または内容によっては定例会時に報告すること。
- (8) 対象工事において、建築物、工作物及び施設の物品等に被害が生じた場合は、直ちに監督員及び施設関係者に報告しなければならない。また、損害が発生した場合は、速やかに適切な対応を行うこと。

- (9) 工事に必要な諸用地について、土地を使用する場合は、受注者の負担において用地を調達しなければならない。使用した用地について、工事終了後土地所有者との約束を遵守し、受注者の責任において対応すること。

14. その他

- (1) 準備及び後片付け等の作業は、共通仮設費に含まれる。
- (2) 本工事に関する施設内外の残置物はすべて処分すること。
- (3) 本工事は図面契約とし参考数量との差異の精算は行わない。
- (4) 作業内容等に変更が生じた場合は、発注者及び受注者双方協議の上、必要があれば契約を変更するものとする。その場合は、各工事共契約時の設計単価・経費率により、設計金額に落札率を乗じて請負金額の増減を行う。なお、受注者の裁量によるもの及び軽微な変更については、変更の対象としない。
- (5) 設計変更が必要となった場合は、受注者において図面修正を行い提出されたもののみ変更契約を行う。
- (6) 竣工検査については、別発注工事との兼ね合いにより単独での竣工検査が行えない可能性がある。
- (7) 竣工図書等の作成は、現場管理費に含まれる。

15. 問合せ先

スポーツ推進課 施設管理運営係 監督員 有田 享甫

TEL 0948-62-5731

FAX 0948-62-5693